

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年12月28日

京都市会議長 西村 義直

京都市会規程第2号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第9条中「、訂正の箇所に押印するとともに」を削る。

第1号様式、第2号様式、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市会事務局調査課)